

函館市介護保険サービス事業者等指導要綱

R1 介護保険施設等集団指導	
令和 2 年 2 月 17 日	市資料 1-1

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 2 3 条または健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号。以下「改正法」という。）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧法」という。）第 2 3 条の規定に基づき、介護保険サービス事業者等に対して行う介護給付等に係る介護給付等対象サービスの内容および介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護保険サービス事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者

イ アに掲げる事業者であった者または当該指定に係る事業所の従業者であった者

ウ 法に規定する介護保険施設および旧法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設

(2) 介護給付等 介護給付または予防給付をいう。

(3) 介護給付等対象サービス 前号に規定する介護給付等に係る介護

保険サービスをいう。

(4) 特定事業者 次に掲げる者をいう。

ア 保険医療機関の病院または診療所の行う居宅療養管理指導，訪問看護，訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの指定居宅サービス事業者

イ 保険医療機関の病院または診療所の行う介護予防居宅療養管理指導，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの指定介護予防サービス事業者

ウ 保険薬局の行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者および介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者

(指導)

第3条 指導の対象は，介護保険サービス事業者等とする。

2 指導形態は，集団指導および実地指導とする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ，一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次に掲げる形態により，指導の対象となる介護保険サービス事業者等の事業所（以下「サービス事業所」という。）において実地で行う。

ア 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 本市が厚生労働省または北海道と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

3 指導対象の選定については，全ての介護保険サービス事業者等を対象とするが，重点的かつ効率的な指導を行う観点から，次に掲げる基準を標準として，対象とする介護保険サービス事業者等の選定を行う。

なお，選定に当たっては，利用者からの情報のみならず国民健康保険団体連合会介護給付費適正化システムによる情報を確認する。

(1) 集団指導の選定基準

第2条第1号アおよびウに掲げる介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 毎年度，国の示す指導重点事項に基づき，介護保険サービス事業者等を選定する。

(イ) 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて，一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(ウ) その他，特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 複数の市町村において指定を受けている介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(イ) その他，特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象に実施する。

(3) 特定事業者の指導

介護保険サービス事業者等のうち，特定事業者の指導については，(1)および(2)の規定によらず，必要に応じて実施する。

4 北海道および他の市町村との連携を図り，必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および実地指導の実施に努めるものとする。

5 集団指導および実地指導の指導方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険サービス事業者等を決定したときは，あらかじめ集団指導の日時，場所，出席者，指導内容等を文書により当該介護保険サービス事業者等に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は，介護給付等対象サービスの取扱い，介護報酬請求

の内容，制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる介護保険サービス事業者等を決定したときは，あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該介護保険サービス事業者等に通知する。

ただし，指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により，あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は，指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定および目的

(イ) 実地指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては，指導対象となる介護保険サービス事業者等の管理者の出席を求めるほか，必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者，介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

(3) 指導方法

実地指導は，関係書類等を確認し，管理者および関係職員との面談方式により行う。

(4) 指導体制

2名以上の班を編成し，うち1名は主査職以上の職にある者とする。

(5) 指導結果の通知

実地指導の結果，改善を要する事項が認められた場合および介護

報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日
文書によって指導の通知を行うものとする。

(6) 報告書の提出

当該介護保険サービス事業者等に対して、指導の通知をした事項
について、結果通知後、原則30日以内に改善状況報告書により報
告を求めるものとする。

(7) 自主点検

実地指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認
められた場合は、当該介護保険サービス事業者等に対し、指導事項
に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

(監査への変更)

第4条 実地指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、
実地指導を中止し、直ちに「函館市介護保険サービス事業者等監査要
綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命ま
たは身体の安全に危害をおよぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合

(関係部署との連携)

第5条 指導にあたっては、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）
と連携を図り、合同で運営指導を実施するなど効率的に行うものとし
る。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱

R1 介護保険施設等集団指導	
令和2年2月17日	市資料1-2

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5の規定に基づき、指定事業者に対して行う第1号事業の内容および第1号事業支給費の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし第1号事業の質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

(指導)

第3条 指導の対象は、指定事業者とする。

2 指導形態は、集団指導および実地指導とする。

(1) 集団指導

指導の対象となる指定事業者に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

次に掲げる形態により，指導の対象となる指定事業者の事業所（以下「事業所」という。）において実地で行う。

ア 本市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 本市が厚生労働省または北海道と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

- 3 指導対象の選定については，全ての指定事業者を対象とするが，重点的かつ効率的な指導を行う観点から，次に掲げる基準を標準として，対象とする指定事業者の選定を行う。

なお，選定に当たっては，利用者からの情報のみならず国民健康保険団体連合会介護給付費適正化システムによる情報を確認する。

(1) 集団指導の選定基準

全ての指定事業者を対象に実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 実地指導の対象となった指定訪問介護事業者，指定通所介護事業者および指定地域密着型通所介護事業者の運営する指定事業者を選定する。

(イ) 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて，一般指導が必要と認められる指定事業者を対象に実施する。

(ウ) その他，特に一般指導を要すると認める指定事業者を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 複数の市町村において指定を受けている指定事業者を対象に実施する。

(イ) その他，特に一般指導を要すると認める指定事業者を対象に実施する。

- 4 北海道および他の市町村との連携を図り，必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および実地指導の実施に努めるものとする。

- 5 集団指導および実地指導の指導方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる指定事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定事業者へ通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、第1号事業の取扱い、第1号事業支給費の内容、制度改正内容および高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる指定事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定および目的

(イ) 実地指導の日時および場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導に当たっては、指導対象となる指定事業者の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて第1号事業の担当者、第1号事業支給費請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

(3) 指導方法

実地指導は、関係書類等を確認し、管理者および関係職員との面談方式により行う。

(4) 指導体制

2名以上の班を編成し，うち1名は主査職以上の職にある者とする。

(5) 指導結果の通知

実地指導の結果，改善を要する事項が認められた場合および介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には，後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(6) 報告書の提出

当該指定事業者に対して，指導の通知をした事項について，結果通知後，原則30日以内に改善状況報告書により報告を求めるものとする。

(7) 自主点検

実地指導の結果，介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は，当該指定事業者に対し，指導事項に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

(監査への変更)

第4条 実地指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は，実地指導を中止し，直ちに「函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され，利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害をおよぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合

(関係部署との連携)

第5条 指導にあたっては，他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）と連携を図り，合同で運営指導を実施するなど効率的に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

函館市介護保険サービス事業者等監査要綱

R1 介護保険施設等集団指導	
令和 2 年 2 月 17 日	市資料 1-3

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 6 条、第 7 8 条の 7、第 8 3 条、第 9 0 条、第 1 0 0 条、第 1 1 4 条の 2、第 1 1 5 条の 7、第 1 1 5 条の 1 7、第 1 1 5 条の 2 7 および健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号。以下「改正法」という。）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧法」という。）第 1 1 2 条の規定に基づき、介護保険サービス事業者等に対して行う介護給付等に係る介護給付等対象サービスの内容および介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護保険サービス事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者

イ アに掲げる事業者ならびに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 4 号）第 5 条による改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号）」（以下

「旧指定介護予防サービス等基準」という。) 第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者, 旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者であった者またはこれらの指定に係る事業所の従業者であった者

ウ 法に規定する介護保険施設および旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

- (2) 介護給付等 介護給付または予防給付をいう。
- (3) 介護給付等対象サービス 前号に規定する介護給付等に係る介護保険サービスをいう。

(監査)

第3条 監査の対象は, 介護保険サービス事業者等とする。

2 監査は, 次に掲げる各種情報において人員, 設備および運営基準等の指定基準違反であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合, または介護報酬の請求について, 不正もしくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)に行うものとする。

(1) 実地指導における確認情報

ア 介護給付等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 介護報酬の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに足りる理由があるとき

ウ 法第74条, 第78条の4, 第81条, 第88条, 第97条, 第111条, 第115条の4, 第115条の14, 第115条の24または旧法第110条に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき

エ 度重なる指導によっても介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求に改善がみられないとき

オ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき

(2) 実地指導を除く確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 北海道、他の市町村および連合会からの通報情報

エ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

3 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、利用者および入居者等の生命または身体の安全に危害をおよぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日文書により通知することができるものとする。

(1) 監査の根拠規定および目的

(2) 監査の日時および場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

4 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該関係職員等に対して質問させ、もしくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

5 監査体制は、2名以上の班を編成し、班長には原則として管理職を充てるものとする。

6 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとし、結果通知後、原則30日以内に、改善状況報告書により報告を求めるものとする。

7 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上お

よび経済上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に勧告事項改善報告書により報告を行うものとする。

また、当該サービス事業者等が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

イ 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に命令事項改善報告書により報告を行うものとする。

なお、命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示するものとする。

ウ 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号および旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

なお、指定の取消等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指

定の取消等に至った経緯等を北海道知事に届け出るとともに、公示をするものとする。

エ 聴聞等

監査の結果，当該サービス事業者等が命令または指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は，監査後，取消処分等の予定者に対して，行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし，行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは，これらの規定は，適用しない。

(2) 経済上の措置

ア 勧告，命令，指定の取消等を行った場合に，保険給付の全部または一部について，法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うものとする。

イ 命令または指定の取消等を行った場合には，当該サービス事業所等に対し，原則として，法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額の徴収を行うものとする。

ウ 監査の結果，介護給付等対象サービスの内容または介護報酬の請求に関し不正または不当な事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は，原則として過去2年間とする。

8 前項第1号ウに規定する指定の取消し等を行ったときは，市のホームページにおいて公表する。

（関係機関との連携）

第4条 監査にあたっては，他の指導監査（社会福祉法人指導監査等）と連携を図り，合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱

R1 介護保険施設等集団指導

令和 2 年 2 月 17 日

市資料 1-4

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 5 の 7（報告等）、第 1 1 5 条の 4 5 の 8（勧告、命令等）および第 1 1 5 条の 4 5 の 9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき、法第 1 1 5 条の 4 5 の 5（指定事業者の指定）の規定による指定事業者等に対して行う第 1 号事業の内容および第 1 号事業支給費の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第 1 号事業の質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定事業者または当該指定に係る事業所の従業者
イ アに掲げる事業者であった者または当該指定に係る事業所の従業者であった者

(2) 第 1 号事業 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。

(3) 第 1 号事業支給費 法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 2 項に規定する第 1 号事業支給費をいう。

(監査)

第 3 条 監査の対象は、指定事業者等とする。

2 監査は、次に掲げる各種情報において指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

(1) 実地指導等における確認情報

ア 一体的に運営する訪問介護事業所、通所介護事業所および地域

密着型通所介護事業所への法第23条（文書の提出等）による指導または第76条および第78条の7（報告等）の監査で確認した指定基準違反等があるとき

イ 第1号事業の内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

ウ 第1号事業支給費の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに足りる理由があるとき

エ 法第115条の45の5に規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき

オ 度重なる指導によっても第1号事業の内容または第1号事業支給費の請求に改善がみられないとき

カ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき

(2) 実地指導を除く確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 北海道、他の市町村および連合会からの通報情報

3 監査対象となる指定事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により通知する。ただし、利用者等の生命または身体の安全に危害をおよぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日文書により通知することができるものとする。

(1) 監査の根拠規定および目的

(2) 監査の日時および場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

4 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該関係職員等に対して質問させ、もしくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備もし

くは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

5 監査体制は、2名以上の班を編成し、班長には原則として管理職を充てるものとする。

6 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行うものとし、結果通知後、原則30日以内に、改善状況報告書により報告を求めるものとする。

7 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第115条の45の8（勧告、命令等）および第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき行政上および経済上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

当該指定事業者等が勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該指定事業者等は、期限内に勧告事項改善報告書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、文書によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示するものとする。

命令を受けた場合において、当該指定事業者等は、期限内に命

令事項改善報告書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

市長は、指定基準違反等の内容等が、法第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

なお、指定の取消等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指定の取消等に至った経緯等を厚生労働省および北海道に届け出るとともに、公示をするものとする。

エ 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令または指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(2) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、第1号事業支給費の全部または一部について、不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うものとする。

イ 監査の結果、第1号事業の内容または第1号事業支給費の請求に関し不正または不当な事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は、原則として過去2年間とする。

（関係機関との連携）

第4条 監査にあたっては、他の指導監査（社会福祉法人指導監査等）と連携を図り、合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。